

平成 26 年度 多摩産材利用開発事業の募集について

1 募集期間

平成 26 年 5 月 14 日（水曜日）～6 月 13 日（金曜日）

※郵送の場合、6 月 13 日までに必着のこと

2 募集する提案の内容

- (1) 多摩産材を活用した、商品化・実用化を目的とする製品の開発等に関するもの
- (2) 多摩産材の効果的な普及、販売等に関するもの（例：PR イベントや講座の開催 等）

※平成 26 年度中に経費の支払いを含めて事業すべてが完了すること

3 応募対象者

都内に主たる事業所がある以下の団体で、規約等により事業実施や管理運営等に必要な体制が整備されていること

- (1) 林業者や木材関連業者等で組織する団体
- (2) 複数の民間企業等で構成され、多摩産材の利用や普及に取り組む団体

4 補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内（上限 1 5 0 万円）

5 予算額 6 0 0 万円

6 補助対象経費（詳細は、「多摩産材利用開発事業募集要領」を参照のこと）

項 目	補助対象経費の内容
利用開発活動に要する経費	調査・企画費、材料費、委託費、広告費、通信運搬費、謝金 等

7 事業者の選定

選定は、次の視点から優先順位を設け、予算の範囲内で補助事業者を選定します。

（基本的な事項）

- ・申請者が多摩産材利用開発事業の申請団体として適切か
- ・木材製品等の開発の目的が適切か
- ・利用開発活動の内容や手法に関する経費は適切か

（申請内容に関する事項）

- ・企画内容が本事業の趣旨に即しているか
- ・企画の中にセールスポイントが明確に認められるか
- ・製品開発においては、商品化や実用化とともに、需要が広く見込まれるか
- ・木材製品の普及等に関する取り組みが優れているか
- ・事業実施により、多摩産材の利用拡大につながることを期待できるか

8 応募方法

(1)のア～カの書類を6部作成し、(2)の提出先まで直接持ち込むか、郵送にて平成26年6月13日（必着）までにご提出ください。

(1) 応募書類（多摩産材利用開発事業募集要領第6に規定する書類）

- ア 多摩産材利用開発事業応募申請書（要領第1～3号様式）
- イ 企画書（利用開発方法、期間、期待される効果などの詳細がわかるもの）
- ウ 位置図（事業の実施予定箇所）
- エ 設計図（立面図、平面図等製品の規模がわかるもの）
- オ 完成後の製品等のイメージ図（デザインの特徴等を記載したもの）
- カ 積算内訳書若しくは見積書

※書類の記載内容を基に事業者を選定しますので、「7 事業者の選定」の視点を踏まえ、提案内容をわかりやすく作成してください。

(2) 応募書類の提出先

東京都産業労働局農林水産部森林課木材流通担当（都庁第一本庁舎31階中央）
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

9 補助金交付までの流れ

- 事業者募集受付期間：平成26年5月14日（水曜日）～6月13日（金曜日）
事業予定者内定・通知：7月下旬（予定）
補助金交付申請：事業予定者は内定の通知後、申請を行う。
補助金交付決定通知：補助金交付申請後、2週間程度
事業着手：補助金交付決定通知を受けてから事業に着手
事業完了：事業完了後、実績報告を行い補助金額を確定、支払い

10 その他

上記事業の選定の趣旨、補助金の流れ等を踏まえた上で、多摩産材の普及や利用拡大につながる提案を行ってください。

各項目について、詳細は前記要領等により確認してください。

本事業実施後も、事業の成果を活用した多摩産材の普及と利用拡大への取り組みについて、定期的に報告を求める場合がありますのでご協力をお願いします。

11 問い合わせ先

東京都産業労働局農林水産部森林課木材流通担当
（電話 03-5320-4855 / FAX 03-5388-1466）

- ◆ 東京都産業労働局農林水産部ホームページでも案内を行っています。